

かがわ中小事業者 CO2CO2 削減支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かがわ中小事業者 CO2CO2 削減支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号。以下「規則」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 6 年 3 月 1 日環地域事発第 2403011 号）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 6 年 3 月 1 日環地域事発第 2403011 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の事業者の脱炭素経営の推進のため、省エネルギー効果の高い設備や太陽光発電設備の導入に対して、要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、事業活動で発生する温室効果ガス排出の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「中小事業者等」とは、県内に本社若しくは主たる事務所を有し、次のいずれかに該当する法人又は県内に住所を有する個人事業者で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があるものをいう。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満であること。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2 千人以下であること。
 - ウ 組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が個人又はア若しくはイのいずれかを満たす法人であること。
- (2)「補助事業者」とは、補助金の交付を受けた者をいう。
- (3) (1) ア・イの「資本金の額又は出資の総額」は、「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えることとする。
- (4)「対象施設」とは、県内の事業所（工場、事務所その他の事業場等）をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、中小事業者等とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (2) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

- (3) 国、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者
- (5) 政党その他の政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の許可を受けている組織又は団体であつて、宿坊等を運営するものを除く。）
- (7) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、国及び県から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受ける者
- (8) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（補助事業）

第 5 条 補助事業及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）であつて、知事が別に定める要件を満たすものとする。

（交付申請）

第 7 条 規則第 4 条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、かがわ中小事業者 C02C02 削減支援補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付申請書の受付期間）

第 8 条 交付申請書の受付期間は、知事が別に定める。

（補助金の交付条件）

第 9 条 知事は、規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（第 11 条第 2 項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が完了したときは、知事が定める期限までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、第 18 条第 1 項に規定する期間は、知事の承認を受けなくて補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、

この限りでない。

(5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

- 2 交付決定よりも前に着手した事業は、原則として、補助の対象としない。ただし、やむを得ない理由により、交付決定の前に着手する必要がある場合において、あらかじめ、かがわ中小事業者 C02C02 削減支援補助金事前着手申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けたときは、補助事業に事前着手することができる。

（交付決定）

第 10 条 知事は、第 7 条の申請があったときは、申請に係る書類等の審査により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をし、申請者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに、申請者に対しその旨を通知するものとする。

（補助事業の着手及び変更）

第 11 条 補助事業者は、交付決定の後、速やかに補助事業に着手しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分等を変更する場合には、速やかに、かがわ中小事業者 C02C02 削減支援補助金変更承認申請書（様式第 3 号。以下「変更承認申請書」という。）に必要書類を添付して、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業の目的の変更
- (2) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の 20%を超える変更
- (3) 補助事業の実施場所の変更
- (4) 補助対象設備の規模、主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (5) その他補助事業の内容の大幅な変更

- 3 知事は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、補助事業者に通知するものとする。

- 4 知事は、前項の規定により承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止）

第 12 条 補助事業者は、補助事業の全てを中止しようとするときは、かがわ中小事業者 C02C02 削減支援補助金中止承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 1 月 31 日（同日が休日に当たるときは、休日の翌日）のいずれか早い期日までに、規則第 13 条の規定により、かがわ中小事業者 C02C02 削減支援補助金実績報告書（様式第 5 号）

に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条の実績報告があったときは、規則第 14 条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 16 条 知事は、第 12 条の承認をする場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 10 条第 1 項又は第 11 条第 3 項の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 交付決定の前に承認を受けずに補助事業に着手していたとき。
 - (5) 補助事業の遂行ができないとき。
 - (6) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 14 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 知事は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第 17 条 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とし、同項第 4 号に規定する知事が別に定めるものは、補助事業により取得した財産とする。

2 補助事業者は、天災地変その他自らの責めに帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、かがわ中小事業者 CO2CO2 削減支援補助金財産毀損・滅失届出書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、規則第 22 条第 2 項の規定により、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ、かがわ中小事業者 CO2CO2 削減支援補助金財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の規定による承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。

(計画の策定及び報告)

第 19 条 補助事業者は、「香川県生活環境の保全に関する条例に基づく地球温暖化対策計画・報告・公表制度の手引き」(以下「手引き」という。)に基づき、計画の作成及び報告を行うものとする。

- 2 手引きの計画書の作成等の義務のある事業者該当しない場合も、補助事業者は計画の作成及び報告の対象とする。
- 3 計画の事業活動の範囲、計画期間並びに計画書及び実施状況報告書の提出期限は、知事が別に定める。

(報告)

第 20 条 補助事業者は、補助事業の完了後少なくとも 1 年間の間に発電した電力量や自家消費量等の実績について、かがわ中小事業者 CO2CO2 削減支援補助金状況報告書(様式第 9 号)により、知事が指定する日までに報告しなければならない。

- 2 前項の規定は第 5 条に規定する補助事業のうち、別表の太陽光発電設備の導入について適用する。
- 3 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(企業の脱炭素経営等に関する調査への協力)

第 21 条 補助金の交付を受けた者は、知事の求めに応じ、企業の脱炭素経営等に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	省エネ設備	再エネ設備
補助事業	(1) 高効率空調機器の導入 (2) 高効率照明機器の導入 (3) 高効率給湯機器の導入	(4) 太陽光発電設備の導入
補助率等	補助対象経費の2分の1以内	5万円/kW（定額）
補助額	25万円以上150万円以下	50万円以上200万円以下
その他	・補助額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てるものとする。 ・複数の省エネ設備又は再エネ設備の導入を合わせて実施することができる。 ・省エネ設備の導入については、補助対象設備ごとに補助対象経費の総額が50万円を下回る事業については、補助の対象としない。 ・複数の省エネ設備の導入を合わせて実施する場合の補助金の上限額は、150万円とする。 ・省エネ設備と再エネ設備の導入を合わせて実施する場合の補助金の上限額は、350万円とする。 ・不動産業に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。	

（備考）ただし、補助対象設備は、次の補助要件を満たすものとする。

補助対象設備	補助要件
(1) 高効率 空調機器 (※1)	対象施設に設置するものであり、従来の空調機器等に対して、30%以上の省CO2効果（※2）が得られるものであること。
(2) 高効率 照明機器 (※1)	対象施設に設置するものであり、従来の照明機器等に対して、省CO2効果が得られ、調光制御機能を有するLED（※3）に限る。
(3) 高効率 給湯機器 (※1)	対象施設に設置するものであり、従来の給湯機器に比して、30%以上の省CO2効果（※2）が得られるものであること。
(4) 太陽光 発電設備	ア 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2の2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 イ 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの出力が10kW以上であること。 ウ 対象施設の存する同一事業所の敷地内に太陽光発電設備を設置すること。 エ 中古設備でないこと。 オ 発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器を備えること。 カ PPA（第三者所有モデル）方式や設備のリースでないこと。 キ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を同一事業所の敷地内で使用（自家消費）すること。 ク 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

※1 県内の事業所（既存建築物）において、既存設備に代えて導入する設備で既存設備と同一の目的で使用し、使用用途が同じであり、かつ、設置に際して工事を伴う設備を対象とする。補助対象となる設備は、更新する対象設備ごとに補助要件を満たす必要があり、さらに更新設備は既存の設備と比較してエネルギー消費量が削減される設備とする。

※2 「30%以上の省CO₂効果」とは、更新前後において、設備に応じたエネルギーを消費することによって発生するCO₂量を比較（設備の効率向上及び燃料転換によるCO₂発生量差を加味）し、発生するCO₂発生量が70%以下になることをいう。ただし、電力会社変更によるCO₂削減効果排出係数変更を加味しないものとする。また、複数の機器を対象に申請している場合は、機器ごとに条件を満たすものとする。

※3 「調光制御機能を有するLED」とは、次のいずれかの機能を有するLEDをいう。

- ・スケジュール制御（あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）
- ・明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する機能）
- ・在／不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能）